

令和5年6月1日

経営事項審査制度の改正に伴う主観点の見直し（「エコアクション21」の加点の見直し）について

大阪府総務部契約局

令和5年1月1日から実施された経営事項審査制度の改正に伴い、大阪府における等級区分（ランク付け）の実施方法を次のとおり見直すことになりましたので、お知らせします。

**1 令和6年度の等級区分から、エコアクション21を経営事項審査で加点評価を受けている場合には、主観点での加算対象外とします。**

現在、大阪府では5業種の工事（土木一式、建築一式、電気、管、舗装）について等級区分を実施する際、次の認証を受けている場合、主観点として環境点を加算できます。

- ・エコアクション21 4点
- ・KES（ステップ1）2点
- ・KES（ステップ2）4点
- ・エコステージ（ステージ1）2点
- ・エコステージ（ステージ2）4点

※ただし、経営事項審査結果でISO14001の加点評価を受けている場合を除く。

改正後の経営事項審査で制度では、エコアクション21取得企業に対し、経営事項審査点数（P点）に加算されることとなりました。

このため、令和6年度の主観点加算（環境点）において、エコアクション21を経営事項審査で加点評価を受けている場合には、加算対象外とします。

改正前

等級区分評点＝経審結果の総合評定値（P）＋地元点（100点）＋福祉点（8点）＋環境点（2点又は4点）

・環境点は、建設業許可を有する建設工事に関する事業活動について「エコアクション21」、「KES」又は「エコステージ」の認証を、大阪府との契約先（本店又は支店等）において取得している者に加算する。（ただし、経営事項審査結果でISO14001の加点評価を受けている場合を除く。）

改正後

等級区分評点＝経審結果の総合評定値（P）＋地元点（100点）＋福祉点（8点）＋環境点（2点又は4点）

・環境点は、建設業許可を有する建設工事に関する事業活動について「エコアクション21」、「KES」又は「エコステージ」の認証を、大阪府との契約先（本店又は支店等）において取得している者に加算する。（ただし、経営事項審査結果でISO14001又はエコアクション21の加点評価を受けている場合を除く。）

**2 実施時期**

今年度実施予定の令和6年度建設工事競争入札参加資格審査申請の定期受付から（令和5年度の入札参加資格審査申請の随時受付には適用しません。）

※令和6年度の等級区分及び発注工事金額、並びに建設工事競争入札参加資格審査の定期受付の実施スケジュール等は、別途ホームページにてお知らせします。

**3 問い合わせ先**

大阪府 総務部 契約局 総務委託物品課 総務・資格審査グループ

電話：06-6944-6429・6803